



質問

管理組合は「個人情報取扱事業者」に該当するか。

マンション管理における 個人情報保護法適用の考え方（平成29年5月30日施行） 管理実務Q&Aより



回答

平成29年5月30日に改正個人情報保護法が施行され、改正前は、5,000以下の個人情報を取り扱う事業者は法の対象外とされていましたが、改正後は全ての事業者に個人情報保護法が適用されることとなりました。

この場合の「事業者」には分譲マンション管理組合も該当します。

【参考事例】

法令関係 → 個人情報保護法に関する事項 → 個人情報保護法 23 条(第三者提供)

滞納者への法的措置遂行の議案の中で滞納者の氏名等を記載することは、個人情報保護法に抵触しますか。(Q0108)

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。